葛ヶ丘区自主防災会会則改正項目

改正要旨

- 会則に災害対策本部、各丁目の防災隊の存在への言及がなかったため追加した。
- オブザーバーの定義が曖昧だったため、アドバイザーを追加してオブザーバー と役割を分け、定義を明確にした。

オブザーバー:防災知識経験を有する識者。委員に任命。

アドバイザー:特定テーマ担当。役員に任命。

- 各丁目防災隊の班を4班から3班に編制替えをした。 情報伝達、救出救護、防火消火、給食給水班 → 避難誘導、消火救出、救護給食班
- 災害対策本部の班を5班から4班に編制替えをした。情報、避難所運営、保健・衛生、広域避難所運営、総務班 →総務・情報、保健・衛生、避難所運営、広域避難所運営班

条文等変更詳細

- 第6条 タイトル (役員)→(防災隊と役員)
- 第6条 この会に<u>災害対策本部</u>、<u>各丁目防災隊と</u>次の役員 <u>災害対策本部</u>、<u>各丁目防</u> <u>災隊と</u>を追記

(6) アドバイザー 若干名(第12条参照)を追記

- 第11条 防災委員会は、役員及び防災委員(各丁目機能班班長、副班長、指導員及び オブザーバー)を以って構成し、会長が招集する。
 - → 防災委員会は、役員及び防災委員(各丁目機能班班長、副班長<u>及び</u>指導員)を以って構成し、会長が招集する。

<u>会長は必要に応じ防災知識経験を有する識者(オブザーバー)を委員に任</u>命できる。

第12条 防災役員会は役員及びオブザーバーを以って構成し、会長が招集する。 及びオブザーバー を削除。

<u>会長は必要に応じ特定テーマ担当のアドバイザーを役員に任命できる。</u> を追記。

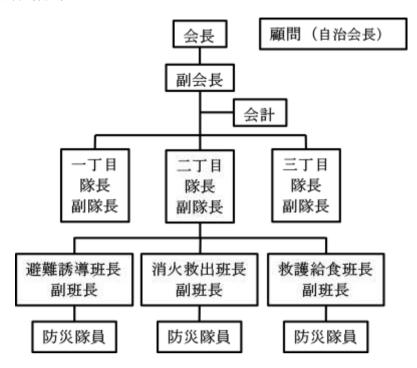
(付 則)

7から9 改訂 → 改正

10 この会則は、平成29年4月23日から一部改正実施する。

付表 防災会組織編成基本図 組織図を書き直し。

(防災会組織図)



(災害対策本部組織図)

